

津軽地域保健医療圏における新中核病院の整備及び運営に係る基本協定書 概要

条項	項目	記載内容
前文	協定締結者	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立病院機構(以下「国病機構」) ※協定書においては「甲」 弘前市(以下「市」) ※協定書においては「乙」 青森県(以下「県」) ※協定書においては「丙」 国立大学法人弘前大学(以下「弘大」) ※協定書においては「丁」
第1条	目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域の二次救急医療体制の強化、高度・専門医療等の提供、地域医療を担う病院・診療所等との連携、若手医師等の育成機能の充実・人材確保等を担う新中核病院を整備し、津軽地域保健医療圏(以下「津軽地域」)の住民等に、長期にわたり安心・安全で良質な医療を提供。
第2条	基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 病院機能、病床規模、整備方針等を定める基本計画は、4者協議の上、作成する。 病床規模は450床程度とする。
第3条	新中核病院の運営主体等	<ul style="list-style-type: none"> 新中核病院の運営主体は、国病機構とする。 国病機構は、地域完結型の診療体制、地域包括ケアシステムの構築に貢献する。 国病機構の取り組みに対し、市、県及び弘大は地域医療の維持・発展の観点から協力する。
第4条	新中核病院整備の事業主体等	<ul style="list-style-type: none"> 新中核病院整備の事業主体は、国病機構とする。 平成34年早期の運営開始を目指し、平成30年度から整備事業に着手する。 市は、弘前市の住民及び津軽地域の各自治体への説明、行政庁の各種許認可申請等に対し必要な支援を行う。 救急搬送経路確保のため周辺道路の整備が必要であるとされた場合、市が県と協議を行う。
第5条	施設整備・運営に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> 市は、施設整備に要する費用として、40億円を負担する。県は、医療介護総合確保法に基づく県計画を実現するために、関係者と協議を行う。 市は、運営に要する費用として、新中核病院開設以後40年間、毎年2.5億円を負担する。 災害等の不測の事態が生じた場合又は国、県及び市の医療政策を踏まえ新中核病院として新たに担うべき事業が生じた場合等は、国病機構に対する協力について、別途、国病機構、市及び県で協議を行う。

条項	項目	記載内容
第6条	運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> 国病機構は、市、県及び弘大並びに地元関係者で構成する運営委員会を設置する。
第7条	弘前市立病院の医療職員の採用・給与等の処遇	<ul style="list-style-type: none"> 国病機構は、新中核病院等に引き続き就業を希望する弘前市立病院の医療職正職員については、選考の上、原則として、新中核病院等に採用する。 採用した職員の給与額は、経歴及び職務実績等を考慮の上、国病機構が決定する。 採用した職員に対し支給する業績手当については、弘前市立病院での在職期間を通算した在職期間に応じて算出した額を支給する。なお、新中核病院等に採用以降の在職期間に応じて算出した額を差し引いた額は、市が負担する。 採用した職員に対し支給する退職手当については、弘前市立病院での在職期間を通算した在職期間に応じて算出した額を支給する。なお、新中核病院等に採用以降の在職期間に応じて算出した額を差し引いた額は、市が負担する。
第8条	入院患者等の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 国立弘前病院と弘前市立病院における入院患者及び通院患者については、患者の意向を踏まえ、原則として新中核病院において引き継ぐ。また、患者移送については、市が責任をもって行い、患者受入については、国病機構が責任をもって行う。
第9条	債務及び義務の非承継等	<ul style="list-style-type: none"> 国病機構は、市が弘前市立病院を設置運営していた際に発生した一切の債務及び義務について、引き継がない。
第10条	医療機器等の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 弘前市立病院に設置している医療機器その他設備備品等で新中核病院の運営に必要であると認めるものの取扱いについては、前条に関わらず、国病機構及び市で協議を行う。
第11条	相互の協力等	<ul style="list-style-type: none"> 市、県及び弘大は、新中核病院の長期にわたる安定的な運営に資するため、引き続き、必要な協力をを行う。 国病機構、県及び弘大は、新中核病院が開設されるまでの間、弘前市立病院の運営について、可能な限り協力をを行う。
第12条	疑義の解決方法	<ul style="list-style-type: none"> 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、国病機構、市、県、弘大協議のうえ解決する。協議の結果について、協議を行った相手方以外の者に対して、速やかに情報提供を行う。